

第177回統計委員会・第25回企画部会（合同開催） 議事録

1 日 時 令和4年5月27日（金）10:00～12:30

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【委 員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、秋池 玲子、伊藤 恵子、川崎 茂、  
清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、樫 浩一、福田 慎一、松村 圭一、  
村上 由美子

【臨時委員】

西郷 浩、清水 千弘

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、財務省大臣官房総合政策課企業  
統計分析官、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長、国土交通省大臣官  
房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調  
査統計局参事役、東京都総務局統計部調整課課長代理

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長、上田次長、重里次長  
政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、佐藤統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第163号「住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成について」
- （2）公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況について（報告）
- （3）令和3年度統計法施行状況に関する審議の進め方等について
- （4）介護の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第177回統計委員会と第25回企画部会を合同開催いたしたいと思います。

本日は秋池委員が遅れての御出席となります。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、諮問、公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況、令和3年度統計法施行状況に関する審議の進め方等について説明があります。本日はこのような議事にしたいと思います。

**○萩野総務省統計委員会担当室長** 本日、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者、質疑対応者などにおかれましては、御発言の際、必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただきますようお願いいたします。また、質問される方、回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

**○樫委員長** それでは、早速議事に入ります。諮問第163号、住宅・土地統計調査の匿名データの作成について、まず総務省統計局から御説明をよろしくをお願いいたします。

**○稲垣総務省統計局統計調査部調査企画課長** 総務省統計局調査企画課長の稲垣と申します。それでは、私の方から、諮問第163号につきまして、御説明をいたします。

本日、資料1のうち、資料1の参考というパワーポイントで作成した資料がございます。こちらを用いながら説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございますけれども、統計局の個別調査の匿名化について御説明申し上げる前に、ごく簡単に、政府としての匿名データの作成・提供に係る取組の経緯について御説明いたします。

上の段にありますけれども、公的統計の整備に関する基本的な計画におきまして、匿名データにつきましては、統計研究研修所の支援を受け、早期の提供を検討することとされております。

これを受けまして、矢印の下の段のところでございますけれども、「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」というものが策定されております。また、総務省統計研究研修所におきまして作成方法の検証を行うという仕組みが構築されているところでございます。

こうした取組につきましては、平成31年4月に改正されました「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」の中に盛り込まれているところでございます。

それでは、次のスライドを御覧ください。

総務省統計局におきましては、累次の公的統計の整備に関する基本的な計画に基づきまして、提供する統計調査の種類や年次の拡充を図ってきたところでございます。

今回、統計委員会にお諮りする内容は、統計局所管の平成30年住宅・土地統計調査でございます。これまでに5年次分の匿名データの作成実績があるものでございまして、これに年次を追加するものでございます。

作成方法の概要でございますけれども、最初のポツにありますとおり、匿名データの作成に係る匿名化処理基準に基づきまして、リサンプリング、トップコーディング、識別情報の削除等の匿名化措置を実施しております。

その際、二つ目のところでございますけれども、匿名化処理基準に直接規定されていない新規の調査項目につきましては、匿名化処理基準や類似の調査項目の取扱いに準じて匿名化措置を実施することとしております。

三つ目のポツでございますけれども、あらかじめ統計研究研修所におきまして、匿名化

措置の妥当性の検証を実施しておりまして、最後のポツにありますけれども、今回のものにつきましても、統計研究研修所におきまして、有識者会議も活用して検証したところ、匿名性が確保できているというところを確認いただいているところでございます。

最後のスライドを御覧ください。

今回の住宅・土地統計調査の匿名データの作成方法につきましては、匿名化処理基準に準拠しておりまして、新たな匿名化手法を用いるものではございませんけれども、変更点について簡単に御説明をいたします。

1点目は、調査事項の変更によって新規に追加する調査項目がございます。表のところを御覧いただければと思いますけれども、一つ目の新規調査事項は、現住居以外の住宅及び土地の所有状況でございます。この調査事項につきましては、その有無を提供いたします。

二つ目の新規調査事項は、居住世帯のない住宅（空き家）の所有状況という調査項目でございますけれども、こちらは乙調査票のみで調査している事項でございますので、匿名化処理基準における他の乙調査票のみの調査事項と同様、提供をしないこととしております。

2点目の変更点でございますけれども、居住室数の合計や床面積等につきましては、これまで建て方を区別せずに、トップコーディング、ボトムコーディングの基準値を定めていたところがございますが、今回、一戸建て及び長屋建てと共同住宅とを区別して、それぞれに基準値を設けることとしたところがございます。これによりまして、利用者により詳細な情報を提供することができ、匿名データの有用性の向上にもつながるのではないかとというふうに考えているところでございます。

（参考）のところは、平成30年の調査では廃止された調査項目を記載しているところでございます。

以上の作成方針につきまして御了承いただければ、今年度中を目標に匿名データを作成しまして提供を開始していきたいと考えております。御審議のほど、よろしく御願いたします。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

住宅・土地統計調査の匿名データは、これまでも作成の実績がございます。今回の諮問では、作成年次を追加することでした。過去の統計委員会での決定事項によって、作成年次の追加に当たって、「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」に沿って匿名データを作成する場合には、統計委員会への諮問は不要とされています。

一方、匿名化処理基準に基準が明示されていない新規の調査事項などがある場合は、統計委員会への諮問が必要になりますけれども、その匿名化処理につきましては、統計研究研修所における検証結果や、論点整理を最大限活用した上で、匿名化処理基準に準じて処理することを委員長及び統計制度部会長が適当と認める場合には、審議を簡素化できることとなっております。

今回は、年次追加でございますけれども、新規調査事項などがある、このために諮問が行われております。

ただし、総務省統計局は、統計研究研修所と連携して検討並びに検証を行って、新規調査事項などについても、これまでの匿名化手法を活用するなど、匿名化処理基準に準じて処理することとしており、統計研究研修所による検証におきましても、作成方針に問題ないことが確認されているところです。

したがって、この案件は、部会には付託せず、本委員会で直接議論いただき、結論を得たいと考えておりますけれども、このような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○樫委員長** 特に異議はないように認めます。どうもありがとうございました。

それでは、以上のような方針の下で、ただ今総務省統計局からありました御説明につきまして、何か御質問などあれば、よろしくお願ひいたします。

清原委員から手が挙がっています。清原委員、よろしくお願ひします。

**○清原委員** 清原です。統計制度部会長として、一言、発言をさせていただきます。

資料1及び資料1の参考について、稲垣課長より、今、御説明がありましたけれども、匿名化は、申すまでもなく、学術研究等における有用性に貢献するものと考えられます。そして、ただ今樫委員長から御説明いただきましたように、平成30年調査では、新規追加調査項目、そして変更のあった調査項目がございますが、総務省統計研究研修所における検証を経ています。その検証によりますと、有識者会議も経て、調査回答者の匿名性を確保しているとのことでございます。

そこで、私は、このたび諮問のありました平成30年の住宅・土地統計調査の匿名データを作成することは適当であると考えますので、そのように今回の統計委員会において結論を出していただければ幸いです。

以上です。よろしくお願ひいたします。

**○樫委員長** 清原委員、どうもありがとうございます。担当の部会長として適当という判断というふうに承知いたしました。

ほかにいかがでしょうか。

特に御意見、ありませんでしょうか。

それでは、取りまとめに入りたいと思います。

住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成については、今、御審議いただいたところですので、答申の文書化はこれからということになりますけれども、統計委員会としての判断は、私がこれから申し上げるような内容になると思います。

答申案のようなものだと思ってお聞きいただければと思いますけれども、「本計画は、総務省統計研究研修所における検証結果を踏まえて審議した結果、調査対象者の匿名性及び学術研究等における有用性が確保されるものと認められることから、本計画で、平成30年の住宅・土地統計調査の匿名データを作成することは適当である」。文書化すると、おおむね以上のような内容に整理できるものと考えます。

ただ今申し上げた内容を文書化したものについては、会議終了後、速やかに委員の皆様にお送りしたいと思いますけれども、今のような内容でよろしければ、この場で採択させていただいて、細かな文言は私に御一任いただければと思いますけれども、このような進

め方でよろしいでしょうか。

○清原委員 はい、よろしく願いいたします。

○樫委員長 では、今、進め方を了承いただきましたので、改めて答申案についてお諮りいたします。

ただ今申し上げました内容を住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成についての本委員会の答申としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございました。

それでは、そのようにさせていただきます。御審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況についてです。まず、特別検討チームの座長の川崎委員から、御報告をよろしく願いいたします。

○川崎委員 川崎です。それでは、御報告いたします。

特別検討チームにつきましては、これまで5回の会合を行ってまいりました。前回の統計委員会では、第4回までの審議結果を既に御報告しておりますので、本日は、一昨日、5月25日に開催した第5回の会合の審議状況を御報告いたします。

第5回の会合は、議題が三つありました。

一つは、特別検討チームにおける公的統計の総合的な品質向上策の検討の参考とするために、内閣人事局から、国家公務員のマネジメント改革の取組状況についてヒアリングです。

2番目に、3月の統計委員会で津谷委員から御意見をいただきましたことですが、国土交通省の検証委員会報告書で提言された対策のフォローアップと、統計委員会のタスクフォース報告書と、国土交通省の同じ報告書についての比較確認状況について検討すること、この点が2番目の議題です。

3番目に、今後行います各府省への点検確認の事項について審議をいたしました。

特に本日は時間の都合もありますので、2番目と3番目の議題について御報告をさせていただきますと思います。

資料2を使いまして御報告をさせていただきますと思いますので、画面表示をお願いいたします。

これは、今申し上げました2番目の議題ですが、津谷委員から、本年1月に公表されました統計委員会タスクフォース報告書と、国土交通省検証委員会報告書、この二つの対策について、フォローアップをすべきであるという御意見をいただきました。

このうち統計委員会のタスクフォースの報告書の対策に関するフォローアップについては、既に先月の統計委員会で御報告をいたしました。しかし、国土交通省の方の報告書で提言された対策のフォローアップについては、まだ検討に時間がかかっており、その後も遡及改定検討会議ですとか、再発防止検証タスクフォースといったもので検討を進めていたという状況でしたので、御報告をその段階ではいただけませんでした。その後、国土交通省では5月13日に、この結論を取りまとめたということでしたので、これを一昨日の第

5回の特別検討チーム会合において報告していただきました。それについて、国土交通省の報告ではありますが、私の方からまとめて御紹介をさせていただきたいということです。これが資料2です。

まず、このスライドの番号1です、こちらを御覧いただきたいと思いますが、ここに大きく項目が二つあります。

この遡及改定検討会議ですが、これは遡及改定検討会議の委員がまとめた報告ということになります。これは、ねらいとしましては、今回のいわゆる二重計上等の影響が結果に出ていたわけですが、これを排除した数値への遡及改定を実現するために設置された遡及改定検討会議の結果をまとめた報告書ということになります。

この中のポイントとしては、二つ大きなものが出ておりますが、1番目は、遡及改定に必要な「推計手法」を決定したということで、その内容がここの1番に書かれております。

2番目のポイントとして、この決定した推計手法に基づいて、今後、平成25年4月以降から9年分の受注統計及び建設総合統計について、一括して速やかに遡及改定を実施・公表すべきであるということが書かれているということで、この二つが、この遡及改定検討会議の報告書の主なポイントということになります。

これから具体的なことをもう少し申し上げますが、まず、この遡及改定の検討に使用されたデータについて大ざっぱに申し上げますと、次のようなことになります。

まず、平成元年12月以降のデータは、合算していない各月の報告データ及び各月の報告データの提出月が分かる状態なので、これを用いれば、実験的に合算した結果と、合算しない本来の正しい結果の双方が計算できるということになります。

それから、令和元年11月以前のデータは、紙の調査票上で書換えによる合算が行われているために、これは合算した結果しか分からないということで、そのデータを合算前の各月に合理的に分解する必要があるということになります。

このようなデータの条件の下で企業から回答された内容に含まれます何らかの一定の傾向ですとか、あるいは、企業が調査票を数か月分まとめて提出する場合に、どんなメカニズムになっていくかなどといったことに対応した複数のモデルを想定して、そのモデルに基づいて推計を行い、その結果を比較検討したというのがこの遡及改定検討会議での検討内容ということになります。

そこで、様々なモデルが想定され、四つの推計手法が比較検討されたということで、これは枠囲みの中にあるとおりですが、文字が小さくなっているので、読み上げますと、企業単位に見れば、おおむねどの月も同じような受注実績であるということを前提に、分解を均等に行うという手法が考えられる。これが①番です。

2番目が、受注実績に強い季節性があるということを前提としまして、分解を標本の層ごとの月別受注額の平均に比例させるという方法。

3番目が、書換えが行われていない調査票の裏面に個別工事の請負契約額がありますが、このようなものの合計と、表面の受注額合計に相関関係があるということを前提として、裏面の合計額に比例させて配分するという方法です。

4番目が、受注額が少ない場合に、これを提出せずに、大きな受注額の際にまとめて提

出すというメカニズムがあるのではないかということ仮定して、当月に近い受注月ほど受注額が大きいという仮説で配分するという手法です。このようないろいろな想定をした上で、四つの手法を考えて試算をしていったということです。

このための推計の手順ですが、これはまず令和元年12月以降のデータで技術的に合算した調査票を作り出すということで、その技術的な合算した調査票を使いまして分解を行い、集計される結果が本来の集計方法による集計結果にどの程度近いかということ計算することでモデルの評価を行うということです。

最後に、それらの結果を通じて比較しまして、最も妥当と考えられるモデルにより、合算された調査票の推察の分解方法を選び、推計、遡及改定の方法を決定したという、そういう流れになっております。

このような考え方に基きまして、実際に令和2年度のデータで検証した結果としまして、精度が高く、簡便かつ安定的な方法となるような方法としまして、①番の均等割りをしていくという方法を選定したというのが結論となっております。

この1の下のところ、小さい文字の（注）にありますとおり、令和2年度分の二重計上等の影響は、前月分のみを合算していた場合には、本来の推計値よりも2.8%高い、プラス2.8%、金額でプラス1.5兆円という結果となっている。また、複数月を合算していた場合であれば、プラス5.3%、金額で年2.8兆円という結果となったということです。

以上が、遡及改定に必要な推計手法を決定したということで、この手法①を決定したというのが結論であります。

それから、2のところは遡及改定ということです。これは二重計上が影響する全期間について遡及改定を行うことということですが、これについては先ほども触れましたとおりですので、説明は省略させていただきます。

最後に、一番下のところに（参考）がございますが、これは建設総合統計の問題ですが、これは建設総合統計の影響度に対する大まかな試算結果についての報告もあったということで、その結果は、令和2年度分の影響と同程度という仮定を置けば、平成25年から令和2年度における影響度を大まかに試算すると、マイナス0.3%からプラス0.6%程度となったということです。

以上が、御報告の主なポイントです。

この国土交通省の検討会議の報告に対しまして、構成委員からいくつかコメントがありましたので、御紹介いたします。

今回の遡及改定については、専門家で構成される検討会議が大量のデータを用いてしっかり分析したということは評価できるという御意見がありました。

また、今回の分析には高い知識が必要であり、専門家の意見を聞きながら、この作業は国土交通省自身も推計に携わったということで、この点は評価してよいのではないかと。

今回、遡及改定の検討において、統計部局以外の職員も応援で増員するという体制を組まれたということで、このような体制を組んでこの分析に当たったということを踏まえますと、元々の問題であった事案につきましては、これは国土交通省には実は一定水準以上の統計知識能力のある職員はいるけれども、その配置が適切でなかったという問題があっ

たのではないか。それが問題を引き起こした一因ではないかという意見もありました。

それから、この要約資料、このページの資料には書かれておりませんが、工事の完成予定年月が受注月よりも前となっている場合に、これは不規則なものであるということで、国土交通省の方では、回答した事業者を確認することなく、完成予定年月を受注月に修正するという処理が行われていたということがありました。これについては、検討会議で実態を精査した結果、このような処理は、むしろ実態に合っているということで、適切と判断されたということですが、これにつきましてのコメントがありました。

このような判断がこの検討会議で下されたということはよいことではあったけれども、国土交通省としては、この会議で適切と判断をしてもらったということでよかったということではなくて、今後は、処理に対する疑問が起こった場合には、むしろ既存の処理がなぜ適切なのか、このようなことを意識しながらルールをきちんとチェックして裏付けを得るなどといった改善をしていってほしいという御意見もありました。

また、私からは、検討会議において専門家の方々により丁寧に検討された結果であって、推計手法がきちんとできているということが確認できたというふうに発言をしております。特に、考え得る四つの手法を比較分析して、精度や実行可能性を勘案して決定しております。その点は評価したいというふうに思います。

また、このプロセスの中で、国土交通省では、専門家の意見も聞きながら分析に対応しております。組織全体としては能力面のリソースを持っているので、これを今後、更に積極的に活用していってほしいと考えます。

さらに、遡及改定の公表時期についても確認したのですが、国土交通省からの回答では、秋を目途に公表するというものでした。それはそれで努力されているということではあると思いますが、世の中では遡及改定結果を早く公表してほしいという声があるということ踏まえて、できるだけその結果を早く公表するようお願いしたいということで国土交通省に伝えました。

以上が、この部分の説明です。

続きまして、この下の方になりますけれども、スライド番号2と、次のページにスライド番号3というものがありますので、こちらについて説明をしたいと思います。

これは1月に出されました国土交通省の検証委員会報告書の中に追補事項として書かれていた事項で、要は、その検証委員会の中で新たに見つかった問題点がございました。それを整理いたしますと、スライドをもう1枚前の上のところに書いてありますけれども、課題が実は四つほどあります。

その四つというのが、大きく言えば最初の三つがセットですが、都道府県における合算書換えが、実はやめたと言っていたのに、実態としては継続されていた。これが①です。

②が、回収率の計算方法に誤りがあったということが分かっています。

③は、完成予定年月の書換えの問題、先ほど触れた問題ですが、これが三つ問題点としてありました。

これはどのような現象であったのかということで、さらに特別監察を行ったということです。これは国土交通省の中での監察担当というところで、顧問の有識者、この右上のと



ころに顧問有識者として3名の方が書いてありますが、この方々のアドバイスをいただきながら監察を行ったという、その結果です。これはむしろ、こういったプロセスで何が起こったのかということを検証されたということです。

今、三つまで申し上げてそちらに戻りましたが、④のところ、これはちょっと性質が違いますが、公文書管理が適切でなかったということで、この問題について、四つを特別監察として監察を行ったということです。

これにつきまして、御説明、ポイントだけ申し上げますと、まず、左の①のところ、これは都道府県における合算書換えが継続されていたということですが、これは令和2年1月に都道府県に対しまして、メールと電話で合算書換え処理について中止を指示したということなのですが、実は一部で書換えが継続されていたという問題です。

これにつきましては、国土交通省において、その継続状況を精査しましたところ、令和元年12月分から令和3年3月分までの調査票、10万6,670件のうち71件で合算書換えの継続の事実が確認されたということです。

その評価や原因としまして分かりましたことは、国土交通省の合算中止指示は明確に理由を伝えていなかったということで、そういった徹底が不十分であったということが問題であったということです。

それからまた、担当が通常業務で手いっぱいである、また、マネジメントの目配りの不足といったこともあって、書換えの継続の認識がされた後でも対応が速やかではなく、結局、「疑義及び誤り発見後の対応ルール」というものがありますが、それが制定後であっても、それにのっとった対応がされていなくて、それは本来やはりきちんと対応すべきであったという評価となっております。

続きまして、左下の②の回収率の計算方法の誤りの問題ですが、こちらは、推計において回収率の逆数を乗じるという処理を行いますが、その肝腎の回収率の計算に、本来は加えてはいけない大手50社の数を加えてしまっていたという問題です。

この評価としましては、これは基本的な単純ミスで生じたものであり、本来であれば、組織として誤りを認識した後に誤り対応ルールで対応して公表すべきであったというふうに考えられますが、この原因としては、業務フロー全てを点検していないこと、そして、その誤り対応ルールの不徹底や責任追及を回避したいという意識、こんなものがあつたことが報告されているということで、この辺りが問題であるということです。

それから、右上になりますが、3番目の完成予定年月の書換えについてですが、これは先ほども御報告したとおりですが、これはちょっと遡る話になりますけれども、遡及改定検討会議の方できちんと調べたところ、建設業の慣行を踏まえると、このように後から金額等が決まるということで、完成の方が受注よりも前になってしまうというようなことは起こり得るということで、このような処理自体は、結果としては妥当であったということですが、しかし、このようなことを公表することなしに行っていたということは、それ自体はやはり不適切だということで、このようなことを行う場合、あるいは直す場合、やはり有識者等の意見をもっと聞くべきであったのではないかとということが指摘されております。そして、その原因としては、やはりマネジメントの不足であったということが指摘さ

れております。

最後に、④の公文書の管理についてですが、これは公文書管理法が遵守されていないということについて早急な改善が必要であるという指摘であります。調査票を十分な根拠もなく、チェックを行うこともなく書き換えたということは、これはやはり公文書管理法の趣旨に照らして不適切という指摘がありました。これも是正が必要であるということです。そういった指摘がこの特別監察の結果として出ております。

以上が、この報告書の概要ということになります。

この報告に対して構成委員からいろいろな御意見をいただいております。

いくつか申し上げますと、まず③の完成予定年月の書換えの問題ですが、これは平成16年度以降、データチェックシステムで自動的に書換えを行うという自動化が進められているということですが、これはデジタル化を進めていく中で、このようなものを自動化すること自体は重要ですし、また、エラーチェックをするということも重要ですが、これを全く理屈も十分詰めないでやっていったことが問題の原因になっているというふうに考えられるという指摘がありました。

今回は、結果的には適切と判断はされたけれども、やはりこのような検討もなく自動的なエラーチェックを行うということは、誤りの原因となる可能性があるということで、何でもシステムに乗せればいいということではなくて、その前のプロセスが大事だという御意見がありました。

同じくこの点について、言わば結果オーライのようなどころがあるけれども、ここでの教訓は、やはりエラーが多発しているということがこの案件についてあるわけで、このようなエラーがたくさんある場合には、やはり担当者や管理者がきちんとその原因をそのときに分析していく。そうすれば、今回の遡及改定検討会議で検討されたような結論がもっと早い段階で得られているわけで、そういう問題がなくなるということで、このような問題が起こった段階で分析をするという意識を持つことが必要ではないかという指摘がありました。

以上を踏まえまして、追加調査の結果については、改めて組織が問題認識をした後の対応に不十分な面があったということで、これは当初のいわゆる二重計上・書換えの問題と根源は同じであるので、大変残念であり、遺憾なことであることを指摘しております。

また、この対応として、引き続きマネジメントの改善、あるいは問題の早期発見、オープンな対応などを中心に取り組んでほしいと、そういうことを私から国土交通省に伝えたということです。

以上が、特別監察の報告ということです。

続きまして、更に進んでいただきまして、次のページのスライド4を御覧ください。

これは言わばまとめということで、国土交通省の再発防止策検証タスクフォースというところで、再発防止策について、当面速やかに取り組む事項と、今後の検討の視点といったものを取りまとめた資料となっております。左側がそういった防止策の課題であり、右側がその取組の中身ということになってまいります。

これにつきましては、まず、速やかに取り組む事項として、右のところにありますけれども、七つの項目が挙がっております。これらにつきまして進めているということでありまして、個々に読み上げることは省略いたしますが、これらを逐次進めていこうとしているということで、特に、星印が付いているものにつきましては、1番目と、2番目と、4番目と、最後の7番目となりますか、これらにつきましては既に着手している取組であるということで、このようなものを是非加速していただきたいということです。

それから、今後の対策の具体化に向けた検討の視点というのが、下の左を踏まえて、その右の方に今後の検討の視点ということになりますけれども、これには具体的にいくつかのことが書かれております。

改善を更に進めていくために、国土交通省内の運輸、建設などの縦割りを越えた改善力・企画力の強化、そして、PDCAサイクルを支えるチーム作りをして機能強化を図ること、また、統計プラットフォーム機能の強化というようなことが入っております。また、総務省統計研究研修所の研修の計画的な受講、計画的な統計データアナリスト、あるいはデータアナリスト補の育成といった人材育成、それから、建設工事データ等の行政記録情報の電子化の活用といったことを視野に入れた統計DXの推進、このようなことが今後検討として取り組んでいきたいということでもあります。

このような報告に対しまして、構成委員からまたいくつか意見が出ております。

御紹介しますと、まず、当面速やかに取り組む事項は、今後の検討の視点の各項目について全て異論はないけれども、いずれも定性的な取組であるので、一体どのような状況になったらこのような対策が達成されたと言えるのか、それがどうもはっきりしないのではないかということです。

したがって、達成状況のイメージをあらかじめ持つておく必要があって、それを持つておかないと、例えば途中のステップでどれぐらいこのような対策が進んでいるのかとかということがよく分からないので、例えば、対策会議みたいなものを設置しただけで対策が終わりということになりかねないということで、最終的な達成状況のイメージを明らかにして、その達成の経過を確認していくということをやらなければならないかということで、その点の指摘がありました。これは大変大事な指摘であるというふうに思います。

ほかにありましたものとしては、当面速やかに取り組むべき事項としまして、調査のオンライン化の促進ということもありますが、これが上の2番目のところです。これにつきまして、令和5年度までに国土交通省所管の基幹統計調査全てに、いわゆる「e-Survey」という共通プラットフォームによるオンライン化を行うということで、既に取組を進めているということですが、現実には、中小の事業者の中には、このような「e-Survey」の利用に当たって、一定の補助や支援が必要になる可能性もあるのではないかという指摘がありました。この事業者の視点に立った「e-Survey」の環境整備を是非進めてほしいという意見がありました。

もう1点、ここに挙げられた当面速やかに取り組む事項や、今後の検討の視点の項目は、網羅的で重要ではあるけれども、これらの中で、まず一番に着手すべきは、組織風土の改善とか、あるいは業務過多といったことがないような職場環境の見直しではないかという

ことで、全体として健全で強い組織を作ってほしいという御意見がありました。

私からは、様々な御意見が出ておりましたので、このような意見を踏まえて対策を取ってほしいということで、国土交通省に改めてお願いをしております。

また、私自身、建設統計を所管する産業統計部会長という立場でもありますので、特に建設工事データ等の行政記録情報を電子化して活用することについては必ず実現してほしいということもお願いしておきました。

以上が、第5回の会合におきまして国土交通省から報告していただいた内容と、その審議状況ということです。

この内容につきましては、本日の統計委員会の委員の皆様も高い御関心をお持ちのことと思いますので、この遡及改定の今後の見通し、その他のことにつきまして、私からの説明でしたので、国土交通省から何か補足的な説明でもあれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。私の説明で足りない点があれば、国土交通省の方から補っていただけたらと思いますが。

○**樫委員長** 国土交通省、いかがでしょうか。

○**高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** 川崎座長、大変ありがとうございます。国土交通省の政策立案審議官の高田でございます。

樫委員長、川崎座長をはじめまして、統計委員会の委員方には、大変御心配、御迷惑をおかけしております。本日改めてお詫び申し上げたいと思います。

ただ今、川崎座長より大変御丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございました。今、御説明ございましたように、5月13日に建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議において報告書が取りまとめられまして、国土交通大臣に手交されました。国土交通省といたしましては、今後、この報告書で決定された推計手法に基づきまして、受注統計と建設総合統計につきまして、今般の不適切処理に係る遡及改定の作業を急ぎ、今年の秋頃までには結果を公表したいというふうに考えてございます。

また、今般の遡及改定につきましては、国土交通省における不適切処理に起因することから、今後、結果を公表する際、ユーザーの方が誤解しないように、基準改定のような正規の改定ではなく、国土交通省による不適切処理によって生じた誤りを遡及して訂正したものである旨を丁寧に説明するとともに、「遡及改定」という言葉を用いる際には、「不適切処理に係る遡及改定」のような原因を明示する修飾語とともに用いるようにしてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、補足でございます。

○**川崎委員** ありがとうございました。

それでは、時間の関係もありますので、私の方で続けて次の項目も説明させていただいてよろしいでしょうか。

○**樫委員長** よろしく願いいたします。

○**川崎委員** それでは、続きまして、先ほど申し上げましたもう一つの課題であります統計委員会のタスクフォース報告書と、国土交通省の検証委員会報告書の比較確認状況について、御報告させていただきます。これはスライド番号の5となりますので、こちらを御

覧ください。

これは、先ほど申し上げましたように、津谷委員から御要望がありました二つの報告書、これについて確認をしていくということで、特に国土交通省の方について再確認を重点的に行ったということでもあります。ここでは、その結果の要約を紹介させていただきます。

実はこれ、要約だけ申し上げますが、二つの報告書を対照していくのは大変手間のかかる作業ですので、その詳細は、この後ろの方に付けてありますA3判の大きいページがありますが、こちらの方で一覧表の形で、どの事項とどの事項が対応するか、そごがないかという確認をしたという結果であります。また、どちらかで述べているけれども、もう一方では述べていないとか、そういうものがあるかどうかと、そういったことを確認しながら作業を行っていったということで、一つ一つを照合するとかなり面倒な作業ではあります。また、まとめてみると、これだけのごく簡単な結論になるということでもあります。

まず、ここの中の①として、統計委員会に提出した資料を再確認した上では、国土交通省の報告書と総務省の報告書には互いに相反する記述ですとか、あるいは事実関係の相違というものは確認されなかったということで、特段の問題はない、基本的には整合性があったということです。

これは、ある意味、当然といえば当然かもしれないのですが、しかし、このタスクフォース、また国土交通省の検証委員会を振り返っていただきますと、それぞれが別々に独立に調査を行ったということでもありますので、そごが発生するリスクがあったわけですが、結果的には、どちらにも大きな問題なくきちんと整合性があったということで、どちらの調査も適切に正確に行われたということが確認できたということかと思えます。これが①です。

それから、実は国土交通省の報告書の方に少し課題、今後の取組として、より具体的なことが多く書かれていたということが確認できている。これが②です。

国土交通省の報告書には、遅延調査票の取扱いの問題、事後的な検証に必要な情報の保存、それから統計リソースの確保について、より鮮明に報告書にも記述されていたということが確認できました。

このような照合の結果、大きな問題はないけれども、この②をどう考えるかということが残ったわけですし、これについて特別検討チームの構成委員からも御意見をいただきましたが、その中で出てまいりましたのは、やはり特別検討チームとしても実はこれまでも遅延調査票の取扱いの問題、あるいは事後検証をするにはデータの保存が必要である、このようなことは十分重視してきた。また、統計委員会としても毎年リソースの建議も出してきている。このようなことを考えると、②で述べられているようなポイントについても、現在までに特別検討チームでまとめてきた再発防止策だけではなく、これらもしっかりと含めて提言していった方がよいのではないかという御意見がありました。

そこで、特別検討チームの考えている対策については、一応ざっと、きちんと一覧表で体系的に整理したつもりですが、その中にどのようにこれらを取り組むかということで、今後、もう少し整理して審議していった方がよかろうということで、私の方で引き取りまして、これを全体の対策の中でどのように盛り込むか整理しまして、改めて特別検討チー

ムに相談するということといたしました。

以上が、この照合及びその後分かった事項ということであります。

最後に、点検確認事項の追加、これは3番目の議題ということになりますけれども、点検確認事項の追加審議ということについて御報告をさせていただきたいと思えます。

これはスライド番号で言えば6となりますが、今表示されておりますが、これにつきましては、4月の統計委員会で点検確認の視点と、四つの項目の柱立てについて、特別検討チームの構成委員の同意を得たということをお報告させていただきました。

その後、事務局においてこれを具体化するための検討をしていたところ、いくつか更に点検確認の項目を追加した方がよいのではないかという考えが出てきました。そこで、その点につきまして、前回の委員会でもお示しした資料に追記する形で整理をしたというものです。

これは赤字のところ具体的な箇所にあたりますが、まず、上の方から言えば、統計の作成に当たり、一部の府省において業務過多が発生しているという報告もありますので、やはり一つ目の丸のところ、人員・体制について把握するというのを追加するということです。

それから、下の方になりますけれども、六つ目の丸といたしまして、毎勤統計の事案発生後の取組に関するということについて各府省としての意見があれば自由に述べてほしいということで、これを求めるということにしたいということです。これは現在の特別検討チームの対策の議論の方向性が、一つは、毎勤対策では不足するところがあるのではないかと。もしあれば、それを補っていこうという考え方でやっておりますので、そういう意味で、各府省に現在までの取組がどうであったか、それについてどう考えているかということ率直に述べてもらおうということで、これを入れてはどうかということです。

これらについて構成委員の意見を確認したところ、皆さん同意されましたが、この具体化についていくつか意見がありました。

一つは、今回の事案は、国土交通省の組織全体として能力がなかったということではなくて、人員の配置の仕方にも大きな問題があったのではないかと。現在の人員・体制を確認することは、各府省にとっても配置が適正なのかということを検討する際の参考になるのではないかと、そういう意味で、この1番目の丸を追加することに意義があるのではないかと指摘です。

2番目は、同じくこの人員・体制の問題ですが、これは大変重要であって、この中には地方公共団体とか民間との連携・協働も含まれているということで、このような他の機関への委託ということも整理して示してもらった必要があるだろうということです。

もう1点、一番下の事項ですが、やはり毎勤後の取組についての意見について、これは各府省において事後点検をいろいろされているでしょうから、それを教えてもらうことは、この検討チームにとっても意義があるだろうということで、そういう御意見がありました。

また、人員・体制の方にちょっと戻りますけれども、これにつきましては、各府省の現状の体制を確認することで、これを通じて、本来であったら、こうありたいという希望も聞いてみたい気がするということで、ここはなかなか、どこまで書いていただけるかは分

かりませんけれども、そういう意見もあったということです。

このような意見をいろいろ委員からいただいておりますので、私から事務局に対しては、追加する事項を含め、このような点検事項の具体化を進めていくように指示をしまして、今後それに基づいて調査を行い、その結果を踏まえた審議を行うという予定であります。

大分長くなってしまいましたが、第5回の特別検討チームの審議結果について、私からの報告は以上です。よろしく願いいたします。

**○樫委員長** 川崎委員、どうもありがとうございました。

それでは、質問、意見等もいただきたいところですが、少し話を分けさせていただいて、国土交通省の先ほどの資料の1ページ目から4ページ目まで、国土交通省の遡及改定と、今後の取組方針といえますか、そういうものについてまずやって、その上で検討チーム自体がやっている作業について、次にスライド5と6について質問いただくというのがいいのではないかなというふうに思います。

いかがでしょうか。初めに、①番から④番、御説明いただいた点に関して、何か御質問、コメントがあれば、よろしく願いいたします。

福田委員、手が挙がっているようです。福田委員、よろしく願います。

**○福田委員** 川崎委員、丁寧な御説明どうもありがとうございます。あと、国土交通省に関しても、遡及改定も含めて、非常に長い時間をかけた検討会議をして遡及改定を速やかにしていただけるということは、非常に有り難いことだと思っております。その上で、今回結論に出た遡及改定に関して、私の方で二つコメントさせていただきたいと思います。

1点目は、当時の手法で、当時想定された方法で遡及改定するという原則に立っているということからだとは思いますが、結果的に今回の遡及改定の方法では、遅れてきた調査票の数字は使わない形で遡及改定がなされることになったと思います。今後のデータに関してはそういうことはしなくて、遅れてきた調査票に関してのデータを使って欠測値補完をするということになっているんですけれども、当時はそうしない方法だったのでそういうふうになったんだとは思っています。けれども、私は、統計のユーザーですので、そういう意味では、せっかく遡及改定をすることだったので、より正確な統計という観点からすると、遅れてきた数字もちゃんと使って欠測値補完をして数字を作っていた方が、ユーザーには有り難かったという印象を持っております。それが第1点目です。

2点目のコメントは、四つの手法を比較して評価していただいた、かつ、先ほど川崎委員から御説明がありましたように、令和2年度に関してはデータが取れるので、それを使って評価したということで、それはそれで非常に学術的な手法にのっとっているとは思いますが。けれども、それに関しては1点だけコメントしますと、実は令和2年度のデータを全て使っているわけではないということです。正確に言うと、令和2年4月から12月までのデータしか入手できなかったため、そのみを使って検証しているということです。

それに関しては、個人的には何が問題だと考えられるかということ、実は、受注統計の一番受注量が多いのは3月なんです。そういう意味で季節性が一番多いのは3月で、通常月の1.5倍の受注量がある月のデータは検証には使われなかったということです。これはデータがなかったのでしょうかという面はあったんだとは思いますが、検証の

大きなテーマが季節性があるかどうかということだったりしたことを踏まえると、少し残念な検証だったかなという印象を持っております。

私からは以上です。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。国土交通省から何か御回答する件があれば、よろしく申し上げます。

○**高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** 福田委員、大変ありがとうございます。貴重な御指摘をいただき、ありがとうございます。

委員が御指摘になった点につきましては、委員からもお話がございましたが、検討会議の委員の間で御議論があったというふうに承知しております。

そして、1点目のお話でございますけれども、遅れてきた調査票の取扱いということでございますが、検討会議の委員の委員方の御議論の結果、今まさにお話ございましたように、二重計上等の問題が生じた時点で本来行うべきであった方法を可能な限り再現するということから、当月分の調査票を集計に用い、当月分の調査票の提出がなかった事業者については欠測値補完を行うという方法になったということで、報告書の5ページにあるように、そういう方法を取ることが適当であるとされたというふうに承知しております。

なお、遅れて提出があった調査票の情報について、今回の遡及改定において全く活用していないわけではなく、今回の推計手法においては、当月分の調査票の特定ですとか、合算された受注額の配分には活用されているというふうに承知しているところでございます。

2点目の御指摘につきましても、御指摘のとおり、推計方法の妥当性の評価については、令和2年4月分から12月分のパネルデータが用いられまして、令和3年1月分から3月分については用いられておりません。これは報告書の6ページの推計手法の検証の部分にも記述がございますけれども、令和2年4月分から12月までについては、残されているデータから2か月以上遅れた調査票について提出月の把握が可能である一方、令和3年1月分から3月分についてはそうではなかったということでございます。推計手法につきましては、検討会議の委員方が、そのことも踏まえた上で各手法を比較検討し、議論され、その結果、非常に簡便であって、他の年度において適用された場合に安定的な結果を得られることが予想されるとして、手法①を採用されたというふうに承知してございます。

○**樫委員長** 回答ありがとうございます。

福田委員、よろしいでしょうか。

○**福田委員** はい。検討会議自体の結果は私も尊重させていただきたいとは思っております。ただ、ユーザーとしてはできるだけ正確な統計が望ましいので、ないものねだりのところもあったとは思いますが、そういう印象を持ちましたという意見だけを述べさせていただきました。

○**樫委員長** もちろん現時点で考えれば、より妥当な方法があるということについては、今後いろいろな研究を進めていただいとという形がありますね。ありがとうございます。

それでは、やはり国土交通省関係の問題に関しまして、津谷委員から手が挙がっています。津谷委員、よろしく申し上げます。

○**津谷委員** 私が先立ってお願いしたことに対して、特別検討チームの皆様が本当に迅速



に、かつ効率よく効果的に取り組んでいただいたことに、心より御礼を申し上げます。お願いした事柄は全て複雑で多岐にわたり、また技術的にも専門性が高いものが多かったのですが、これらを分かりやすく、かつ簡潔に御説明いただいた川崎委員に、まず御礼を申し上げます。そして、特別検討チームのメンバーの方々も大変御苦労なさっていることと思います。さらに、国土交通省や政策統括官室のスタッフの皆様も協力され、ここまでの作業を進められたことと思います。それらに心からの敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

具体的なお説明をいただき、遡及改定検討会議の報告書の内容について大変よく理解できました。遡及の推計手法が四つあり、それぞれがどういう仮定・仮説に基づいており、また推計の結果がどうであったのかについて丁寧に分析し、検討していただいたと思います。その結果、四つの推計手法の中で最も精度が高く、手法として簡便で安定した結果が得られるのは手法①であったとのこと、納得いたしました。

また、専門家である委員の方々や国土交通省の職員の方々との協力・協働により、これが行われていることも大変よいことだと思います。今回にとどまらず、これからもこのような取り組みを続けていくことにより、ヒューマンネットワークの構築、拡充に努めていただきたいと思います。

最初は手間がかかり大変だと思われるかもしれませんが、最終的には、このような作業が最も効率よく効果的であろうと思います。今回のような問題が今後再び起こらないことを願っておりますが、もし起こった場合には、今回の経験値が生きるのではないかと思います。

また、今後の遡及の改定についても説明され、秋を目途に遡及改定の結果を示したいということでした。結果の公表は早い方がよいのはもちろんですが、あまり急がないほうがよいのではないかと思います。スピードは大切ですが、今回は最初の試みですので、慎重にやっていただいて、後で手直しすることがないようにすることがより重要ではないかと思えます。結果が公表されてから手直しすることになると、またかということになってしまうのではないかと懸念しますので、慎重な作業をお願いしたいと思います。

そして、再発防止策検討タスクフォースの検討結果についても、当面速やかに取り組む七つの事項への対応が進められており、そのうち四つについては既に着手されているということです。この調子で進めていただきたいと思います。川崎委員の御説明を伺って大変心強く思いました。

さらに、より長い時間のスパンの下での今後の検討の視点についてですが、省全体で取り組む防止対策と、統計部門が取り組む対策に分けて、その間の連絡・連携を図るという形で進められていることは大変よいことだと思います。また、職場風土の改善、専門性の高いプラットフォームの構築、そして統計のDX化の推進など、どれも大変重要な事柄であり、全て今後の政府統計の品質改善に大きく関わってくることですので、重点的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、それぞれの事柄がどれぐらい進捗しているのかという進捗度を、作業の各段階でチェックして、裏を取りながらステップ・バイ・ステップで、コーディネートした形で

作業を進めていくことが大変重要だという川崎委員の御意見に私も賛同いたします。

以上です。ありがとうございました。

○**樫委員長** 津谷委員、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、白塚委員から手が挙がっています。白塚委員、よろしくお願ひします。

○**白塚委員** では、手短に2点だけ。

1点目は、遅延調査票のことで、最初の方の資料にその話が全然出てこなくて、最後、川崎委員のところで、国土交通省の報告書には記述があるということだったんですが、これについて、どういうふうにするのかということを確認すると同時に、データを処理するシステム面も含めて、それをきちんと運用していく体制がきちんとできているのかというところをもう少し明確にして欲しいという印象を持ちました。

2点目で、遡及改定というか、間違っていたデータの訂正ということなんですけれども、これはいろいろやられて、私も、ないものを推計するわけですから、できるだけ簡単で安定的な追記が得られるものを選ぶというのは妥当な判断だというふうに思います。

その上で、前にも言ったことですが、この「改定」という言葉の使い方、統計だと改めて定めるといふ「改定」をよく使うんですが、これは指数統計などで基準を改定するというようなときに使うものです。今回は明らかに間違っていたものを訂正するわけです。先ほど、国土交通省の方の説明にもありましたけれども、これについては丁寧に説明していくということですが、この漢字は、こういうふうにするのであれば、「定」ではなくて、訂正の方の「訂」を使うというのが正しいと思います。説明のときに、もう作ってしまった資料は直せないでしょうけれども、今後、言葉の使い方も含めて、きちんと丁寧に説明していただきたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○**樫委員長** ありがとうございました。ただ今の点、何か国土交通省の方でございませうか。

○**高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。津谷委員からお話がありました遡及改定を慎重にというお話、我々としても慎重に進めてまいりたいと。一方で、秋頃までには何とか公表できるように頑張ってまいりたいというふうに思っております。

それから、白塚委員、今、お話ございました「改定」の漢字のお話でございますけれども、これは1月の私どもの第三者委員会の検証委員会の報告書においても、「遡及改定」ということで、改めて定めるといふ言葉を用いております、私どもとして、この報告書を非常に重く受け止めているということでございます。

また、若干政府において法令等の作成に用いる場合には、訂正の「訂」の字は、書物などの内容に手を加えて正すことということを用いて、それ以外の場合は「定」ということもございまして、そういったことからこういう言葉を使わせていただいているところでございます。

○**白塚委員** いや、すみません。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 いずれにいたしても、説明はきちんとしてまいりたいというふうに考えております。

○白塚委員 すみません。ですから、申し上げたように、委員会の名前とか、そういうものについて変えろということは言わないですけれども、文中に出てくる「遡及改定」とか、そういう言葉というのは、そのように使ってはいけないと思いますから、そういうところは別に直せるのではないかということです。今回の作業は、ないものを推計して、こうだったろうというデータを推計するわけですから、先ほどの「訂正」という方を使うというのに該当する作業だと思います。そういう理解だと間違っているのでしょうか。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 一つは、繰り返しになって大変恐縮です。第三者委員会においては、そういう作業について、この言葉で「遡及改定」というふうに呼んでおられるということと、本当に同じ説明になってしまって恐縮なんですけど、これは間違っただけの訂正であるということは委員がまさにおっしゃるとおりでございますので、そういった趣旨を丁寧に説明するとともに、「不適切処理に係る遡及改定」といった修飾語を付けるということで、いわゆる基準改定のような遡及改定ではないということははっきりさせていきたいというふうに思っております。

○樫委員長 白塚委員がおっしゃるように、やっぱり本当は、本来は誤りを訂正するという意味での「改訂」を用いる方が、より明確だということはあるとは思いますが。ただ、一応検証委員会の1月報告書とか、そういうもので用語を定める段階で、我々が少し言っておかなければいけなかったのかなというふうに、私としては、そういうふうに思うところです。

いずれにせよ、白塚委員がおっしゃったように、基準などが動いたことによる「改定」というのと、今回のような誤りに基づく「改定」というものが、ユーザーも含めて、今後、誤解がないように、基準改定の定めるという、なかなか漢字は難しいのですけれども、「定める」のような正規の改定ではない。国土交通省による不適切処理によって生じた誤りを遡及して訂正したものだということは、やはり丁寧に御説明いただく。今日、先ほどの御説明の中にもそのようにされていたように思うのですけれども。今後この問題において、「遡及改定」という「定める」という方の言葉を修飾語なしでは用いない。基本的には「不適切処理に係る遡及改定」という形で原因も明記して一体化する、そういうような御説明も、先ほど伺ったところなので、これが今後徹底するということは、統計委員会として要請して、例えば、今の白塚委員との議論をきちんと議事録にとどめて徹底していただくというような形が必要なのではないかなというふうに思ったのですけれども。

白塚委員、いかがですか。今、委員会や何かに関して、我々も反省材料は大変あると思うのです。恐らくこれまでのような「遡及改定」ということまで「定」でほとんど統計の世界は使っていたと思うのですけれども、それも実はいろいろなばらつきがあったのではないかなというふうにも思うのですけれども。

○白塚委員 いや、「遡及改定」はこれでしょうがないと思いますけれども、ただ、「改定する」とか、そういうふうに単語で使っている部分については、これはやっぱり適当ではないと思います。

○樫委員長 そうですね。文章の中で使う。

○白塚委員 文章の中で。

○樫委員長 なかなか……。

○白塚委員 これについて何か、今回の不適切な処理に基づく遡及的な訂正であるということ  
を明記して、「遡及改定」を使うのはやむを得ない気はしますけれども、文章の中で「改  
定」という言葉を使うだけで出てくるところがあったような感じがしたので、そういうと  
ころはやっぱりこの漢字を使ってはいけないと思います。

○樫委員長 国土交通省の……。

○白塚委員 単独で使うとき。

○樫委員長 これは、委員、これからの問題としてではなくてでしょうか。

○白塚委員 これからの問題としてです。

○樫委員長 これからの問題としてですか。分かりました。

○白塚委員 過去のものについて直すのは無理でしょうから。

○樫委員長 分かりました。逆に言えば、その種の誤りを正す、場合によっては、「改定」  
という言葉がいいのか「訂正」という言葉をもっと使うのがいいのか分かりませんけれど  
も、これから公的統計の世界で、この種の誤りが再発するということは好ましいことでは  
ないですけれども、今後、この種の問題が起きたときの用語というものをきちんと正当化  
しておくというか、我々の中で定めておくということが必要だというふうな御提言かと思  
いましたけれども。

統括官室の方で、何か御意見ありますか。

○上田総務省統計委員会担当室次長 一旦引き取らせていただいて、国土交通省と我々の  
方でお話しさせてもらって……。

○樫委員長 基本的に、白塚委員、今回の国土交通省の報告書の問題というよりは、今後  
の問題として整理させていただくことでよろしいですか。

○白塚委員 両方あるとは思いますがけれども、今後もそうですし、それで特に、今回の問  
題に関係して、今後出てくる文書について……。

○樫委員長 今後も生じる問題として。

○白塚委員 もう既に公表しているものは訂正できないでしょうし、訂正する必要はない  
と思います。

○樫委員長 では、すみません。総務省、よろしくをお願いします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 国土交通省は、公用文に基づいてきちんとされてい  
るということですがけれども、どんな対応ができるか一旦引き取らせていただいて、また後  
日、回答させていただくということ……。

○樫委員長 白塚委員、そういう形でよろしいですか。

○白塚委員 結構です。

○樫委員長 確かに、多分、法令とか公用語という政府の中の基準が別途あるのだろうと  
いうふうには推察していると思います。

ほかに。

樞委員から御質問をいただいています。樞委員、よろしくお願いします。

○樞委員 簡単にいたします。一つは、完成月が受注月より前の工事の話です。これは御検討の結果、そういう慣行があるからということで、受注額の統計としては確かにそうかという気がします。一方、既にもう工事が終わってしまったものを除いた数字というのも、また重要なのではないかと思います。そういうものを出すことができないか、そのような数字に需要がないかあるか検討していただきたいというのが1点であります。こちらは国土交通省の方をお願いします。

2点目は、福田委員、白塚委員がおっしゃっていた、遅れて出たデータについての話です。こういうデータは、この統計に限らず、いろいろなもので出てきているはずなので、もうちょっと一般的にどうするのかというルールを考えた方がいいのではないかと考えます。これは統計委員会側の話です。月次のデータはいつまでも待っているわけにはいきませんから、ある時点で切って、カットオフしてそれで出してしまう。そして例えば年計のところでもう一遍遅れて提出されたデータを入れて、集計し直す、やり方のルールを少し考えた方がいいのではないかと思います。

以上、2点でございます。

○樞委員長 どうもありがとうございます。第2の点は、本当に国土交通省の問題だけではないですね。しかも、特に月次統計のように非常に納期が厳しいときにどうするかということについては、ある程度一定の規範といいますか、そういう考え方があってもいいかと思います。遅延調査票自体をきちんと本来の集計に入れようという現場の努力は、私、元々評価しているところなのです。

第一の委員の御質問について、少し確認しながら国土交通省の方で御回答できればと思いますが。

○高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 ちょっと委員の御指摘の趣旨を誤解しているかもしれませんが、まず完成予定年月の話で、完成予定年月が受注月の前になっていると……。

○樞委員 景気の前測をする人たちなどは、受注統計でこれから工事がどれぐらい出てくるかを知りたいのだと思います。そうすると、もう既に工事が終わってしまっているものを受注額として上乗せされても、予測には役に立たず、かえってノイズになってしまう可能性があります。完成済みの工事を除いた、要するに、純粹に企業の手持ちの工事という数字があると役に立つのではないかと思います。このような数字にどれぐらい需要があるのか確信がありませんし、それから、どれぐらいかい離しているのかも分かりません。どれぐらいかい離があるのかとか、どれぐらい需要があるかということも含めて検討してみられてはいかがかと思います。

○三善国土交通省総合政策局企画官 国土交通省の担当から回答させていただきます。

おっしゃる御指摘、ごもっともだと思います。そうやってお使いいただけるのは、この統計にとって重要なことだと思っておりますので。

あとは、今後の発生する工事量については、出来高を把握する別の国土交通省で出している加工統計である建設総合統計というものがございますけれども、それとの関係という

か、役割分担で、受注統計と建設総合統計でどうやっていくのかという問題も含めて、その完成予定年月が過去になっているものについて、どのような分析をすれば、ユーザーの方々にとって使い勝手のいいというか、価値のある情報を出せるかというのをちょっと、総合統計も含めて、勉強というか、研究してみたいというふうに思います。

○**樫委員長** 一つの研究課題として捉えていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、菅委員、手が挙がっています。菅委員、よろしくをお願いします。

○**菅委員** 先ほど、白塚委員がおっしゃっていたことに関連して一つ確認なんですけれども、この数字の扱いなんですけれども、一つの考え方は、公式数字は1回出したら、それが公式数字であるという考え方があると思うのです。そうすると、今回の秋に出されるのは公式数字を変えるという意味なのかということなのです。

もう一つの考え方は、公式数字は一旦出したら公式数字なんだから、後に出すのは参考数値であるという考え方もあると思うんです。その辺り、これは要するに、秋に出されるのは公式に数字を上書きするというか、変更するという位置付けなのかということなんです。どうなのでしょう。私、ちょっと今、混乱しているのですけれども、それについて、今、数字の扱いがどうなっているのかを教えてくださいたいと思います。

○**樫委員長** よろしくお願いたします。

○**高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** 現在公表されている数値が不適切な処理があったということでございますので、これを改めるということでございます。上書きする。

○**菅委員** 公式な数値を変えるということ。

○**高田国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** はい、変えるということでございます。

○**樫委員長** 菅委員、よろしいでしょうか。そういう意味のものになっていると。

○**菅委員** 本来は、もう一つ、さっきあった参考値として修正したものを出すというのもあり得たかなという気もいたします。なぜかという、今回のケース、欠測値補完で完全に復元ができるかという、難しかったわけです。そうすると、参考値として出してもよかったのかなという気も正直いたしました。

以上です。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。推計作業が入るということについて、少し今のような意見があったということです。

○**川崎委員** 川崎です。1点、よろしいでしょうか。

○**樫委員長** 川崎委員、よろしくをお願いします。

○**川崎委員** 菅委員、御意見ありがとうございます。そこは実は私も一瞬悩んだところではあるんですが、結論としては、今、国土交通省がおっしゃったような方向でよろしいというふうに改めて受け止めております。

といいますのは、明らかにこれまでの公表値は、手法として論理的に成り立っていないものだったわけですので、やはりそれを残しておくのはまずいだろうというのが一つの問題で、そういう意味では、やはり差し替える、置き換えるということが必要だろうという

ことです。

それからもう1点、菅委員がおっしゃるように、実は今回の推計は、基データに完璧に基づいたものではないという意味では、参考値的な気持ちになりがちなのですが、しかし、そうやってしまえば、補完推計、欠測値補完だって、ある意味、完璧な数字ではないわけで、これもある種、元々推測が入っているわけです。ですので、どちらの推測がよりもっともらしいか、論理的に整合性があるかという問題なんだろうと思うんです。そういう意味では、今後、計算し直される値が正式な値であるというふうにし替えられる方が、やはりユーザー側にも混乱がないだろうと思いますので、私は、今の国土交通省の御判断でよろしいのではないかとこのように思いました。

以上です。

**○樫委員長** 川崎委員、どうもありがとうございます。誤りを正していただくことが必要だということで、私もそのように判断させていただきます。

いかがでしょうか。国土交通省の問題に関しまして、ほかに御質問、御意見等ありませんでしょうか。

それでは、続きまして、後段、むしろ特別検討チーム自体の活動につきまして、御質問、御意見等あれば、よろしく願いいたします。

津谷委員から手が挙がっています。津谷委員、よろしく願いいたします。

**○津谷委員** 私がお願いしたことへの対応で、皆様方に大変なお手間と時間を取らせたとのこと、本当に申し訳ございませんでした。

とはいえ、これはやはり必要な作業であったのではないかと思います。多大な労力と時間を費やして、二つの報告書が出されたわけですので、大変な作業であったことはよくわかりますが、報告書の内容の比較検証はやらなくてはならないことであったと思います。また、タイミング的にも大変適切であったのではないかと思います。突合の結果、内容に漏れがなく、矛盾もないということが確認できたことに安堵いたしました。ありがとうございました。お疲れさまでございました。

最後に、基幹統計調査の実施と集計の方向性を今後どうしていくのかについて、特別検討チームの御議論の中で出てきた事項のリストが付けられております。このリストを見させていただいて、非常にバランスの取れた有用なものだと感じました。しかし、ここにも統計担当部署の経験に基づく御意見を反映させる必要があると思います。高邁な方向性の下で、高すぎる目標を設定してしまいますと、またそこで無理をするような状況が起ることになるのではないかと懸念します。慎重に状況を確認しながら、注意深く作業を進めてください。この文書が方向性を述べるだけに終わってしまっただけだとは思いません。これがきちんと実施されて、最終的にはPDCAサイクルをきちんと回して、公的統計の品質の管理と向上につなげていただきたいと思います。そのために、私たちみんなが努力をしているわけですので、実施可能な目標を持ってやっていただけるような職場風土の醸成に、委員の方々のお力を貸していただけるようお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**○樫委員長** どうもありがとうございました。津谷委員に問題提起していただいた中で、

いろいろなことが見えてきたというふうに思いました。整理できたと思います。ありがとうございます。

川崎委員から、では、川崎委員、よろしくをお願いします。

○川崎委員 津谷委員、ありがとうございます。今回の作業は、やっぱりやってみてよかったというふうに私自身も思っておりますので、御指摘いただいたことにお礼申し上げます。

やはり我々特別検討チームの中でも、このようなことを意識していないわけではないんですが、やっぱりどれだけ鮮明に記述できるかというところが、ちょっと鮮明度が弱かったのではないかとということで、特に遅延調査票の問題、先ほど来、何人かの方からも既に御指摘いただいておりますが、これは国土交通省自身の問題でもありますが、それ以外にも共通するところでもあるので、これはやはり統計委員会の中でもきちんと今後の課題として、どういう取組をしていったらいいのかというのは、ほかのところにも横展開するようなことをしないといけないだろうと思いますので、そういう意味でも、どこを強調するかということが、これによって、やっぱりまだ、意識はあったけれども漏れていたというところはあるかと思っておりますので、大変よかったと思います。

もう1点申し添えますと、今回、国土交通省の方で新たに推計を新しい方法でやっていくという中では、その点の取扱いは一つのモデルになるかもしれないなというふうに思うんです。つまり、もう遅延して出てきたものは一旦とにかく本集計からは外して、その後、連携のところで反映させるというふうに行くとか、あるいは改定値を改めて出すとか、そういうふうにやっていくというのは極めて明快な取扱いですので、やはりこういったものが推奨されるかというのは、今回の国土交通省の取組なども踏まえて、全体に展開していくというふうにすることが必要かなと思えました。

以上です。ありがとうございます。

○椿委員長 どうもありがとうございます。貴重な指摘、統計委員会自体がこういう遅延調査票、月次統計、非常に納期の厳しい中で、一つの方向性を各府省に出せる可能性があるということも含めて大変重要な論点だったと思います。どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

清原委員、よろしくお願ひいたします。

○清原委員 清原です。特別検討チームの一員として検討させていただいておまして、ただ今川崎委員が御丁寧に説明していただいたとおりです。

津谷委員の問題提起によって、私たちは、今までの総務省の対応に係る精査タスクフォース等の取組、そして、国土交通省の検証の取組をきちんと照合することによって、改めて確認すべき事項が顕在化してきたというふうに思います。そして、今後、各府省で公的統計を担当している皆様に対して、改めて、焦点を絞らせていただくにせよ、「公的統計の品質向上」に向けた調査も実施させていただく予定になっております。

私が感じておりますのは、毎回、国土交通省の皆様丁寧に進捗状況について説明していただく中で、恐らく各府省で公的統計を担当していらっしゃる方も、この間、「自己点検」を進められていらっしゃるというふうに思います。そこで、その中の気づきですとか、あ



るいは、今後の展望に向けて、各府省の中だけで取り組めることもあるでしょうが、総務省の統計部門等との連携の中で解決していきたいこと、あるいは、政府全体としてこのような視点を持つことで、公的統計の品質向上が図られるのではないかと、このように認識していらっしゃることを披瀝していただくという調査も必要ではないかなというふうに受け止めているところです。

したがって、これまでの取組を更に深める意味での「深化」と、進める意味での「進化」のために、これまでの統計委員会の委員の方からの御指摘を、特別検討チームで、これからも深めていきたいと思っております。メンバーの1人として発言させていただきました。どうもありがとうございます。

○樫委員長 清原委員、どうもありがとうございました。引き続き、是非検討チームの方をそういうことでやっていただきたいと思えますし、私もオブザーバーとしてそのように努力させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。よろしいですか。

おおむね意見が尽きたところですので、私の方からコメントさせていただきたいと思えます。

まず、最初に議論した追加調査報告書ですけれども、私が前から申し上げていますように、人間系の誤りが生じること自体は完全には防ぎ切れないことであって、再発防止と言ってもやはりなかなか難しいんですけれども、その確率を小さくする未然防止にしなければなりません。

一方で、組織として誤りを認識した後の対応というのは、これはもう自己責任の問題で重要でございます。今回の追加報告では、事後対応が不適切であったという結果が報告されておりまして、起きてしまったことは仕方ないのですけれども、国土交通省には、その点をしっかりと反省し、今後は適切に対応いただけるようにしたい。川崎部会長からもるように、ルールにのっとって出すということが本来のあるべき姿だということ、そういう組織風土を作っていただければと思います。

また、今回の報告で、やはり事後対応というもの、今申し上げたように、非常に重要だということが改めて分かりましたので、特別検討チームの点検の具体化に当たっては、この点、一つ重要な方法として進めていただければと思います。

次に、国土交通省の再発防止策検討検証タスクフォースが示した「再発防止策～当面速やかに取り組む事項及び今後の検討の視点～」ということに関しては、私自身は非常に意欲的な取組を実施していただく国土交通省の決意と受け止めさせていただきました。国土交通省に何よりも求められることは、国土交通省が自らこれを示した、この取組を着実に進める、逆に、今後、各府省のお手本となるような組織に成長していただく。その実績に基づいて、社会からの信頼回復、それから、非常に職員の方々、今回のことで苦しい立場にあると思うのですけれども、職員や組織としての自信とか誇りとかというものは取戻していく、そういうことだと申し上げます。

是非府省の幹部の皆様方のトップのリーダーシップを発揮していただいて、この取組をしっかり根付かせて、国土交通省並びに統計の信頼回復というものを自信を持って取り組

める組織になっていただければと思います。

次に、遡及改定の報告に関しましては、福田委員から、あるべき論はこうであって、それから現時点、過去の時点はこうであったというようなこと、これはもちろん、今後どのようなものが推計の中でできるかということの一つの参考意見として、やはりユーザーの立場で、どういうことができるかというようなことも含めて考えていただけたらなというふうに思いました。

しかし、基本的には、推定はこういう形でやるということです。遡及改定検討会議の方でしっかり専門家が検討いただいた結果であり、やはりこれ自体を統計委員会としても尊重したいと考えるところです。

国土交通省においては、提案された方法によって、建設総合統計も含めて、速やかに作業を含めて統計利用者にその結果の提供をお願いするとともに、先ほどありましたように、速やか、可及的速やかということと、誤りを起こさない妥当性ということを両立していただければと思います。

白塚委員から、遡及改定の訂正の問題ということも出てきておりまして、いわゆる公用語とか、そういう問題に関して少し整理整頓が必要ではないかと思っておりますけれども、公用語と矛盾しない範囲で、どういうことがあり得るのかということ、今後の出し方として、普通に数値の訂正、統計数値の訂正とか、そういう言い方をするのが妥当なのかどうかも含めて、一度、統括官室と国土交通省の方ですり合わせていただければと思います。

最後に、特別検討チームにおいて、報告書の比較等による対策事項の追加ということをやっていた。もちろん遅延調査票の問題というのは、元々この委員会の当初からの問題意識ではあったんですけども、それがきちんと国土交通省の方には意識されていたということも含めて、点検の柱立てないしは追加ということも、川崎委員の方から出していただいたものです。

追加された事項は非常に重要な事項と考えるので、引き続き、しっかり検討していただき、議論をしていただいて、対策の具体化、それから点検の重点化、具体化というものを進めていただければと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に入らせてください。令和3年度統計法施行状況に関する審議の進め方等についてです。審議の体制、令和3年度統計法施行状況報告に関する審議の進め方について（案）、企画部会ワーキンググループの運営について（案）、ワーキンググループに所属する委員の案、そういった関連のことを議論させていただきたいと思っております。

御承知のとおり、公的統計基本計画は、おおむね5年ごとに変更が行われており、現行計画は平成30年の策定以来、令和2年6月に一部変更がございましたけれども、来年3月で5年を経過することになります。今年度中に新たな基本計画を策定する必要があるわけです。

このため、本年度の統計法施行状況報告に関する審議におきましては、現行の基本計画の達成状況を把握しつつ、次期基本計画に盛り込むべき事項などを審議していく、言わば次期基本計画に向けた発射台としての検討を行っていくということでもあります。

こうしたことから、今年度の施行状況報告に関する審議は、通常とは異なる体制となりますけれども、必要な審議体制を整えて準備を進めていくこととなります。

この点につきまして、まず、事務局から、資料3-1から3-3までだと思いますけれども、御説明をよろしくお願いいたします。

**○栗原総務省統計委員会担当室次長** 事務局でございます。それでは、資料3-1につきまして、まず御説明させていただきたいと思っております。

令和3年度統計法施行状況報告に関する審議の進め方についてということでございます。統計法第55条に基づきます統計法施行状況報告を委員会の方に行った後、毎年度、委員会で御審議いただいておりますけれども、今年度の施行状況報告審議につきましては、統計法第4条に基づきます基本計画、こちらが先ほど委員長からもございましたとおり、平成30年度に策定されてから、途中一度変更がございましたけれども、それが来年の3月で5年経過するというところでございますので、そこら辺を勘案いたしまして、次期基本計画に向けた発射台としての検討を主眼としてということでございます。

この発射台ということの意味でございますけれども、この施行状況報告審議をいただいて結果を取りまとめた後に、基本計画の諮問が正式に行われるということで、それに向けての検討という意味合いでございます。

1番のところで、基本的な考え方でございます。

現行基本計画の進捗状況を確認するとともに、社会・経済情勢の変化も踏まえて、次期基本計画に向けた検討を行っていくということです。

審議の成果物としまして、現行基本計画の別表に掲げられました個別事項の評価にとどまらず、次の計画の基本的な方針ですとか、重点項目、章・項目立ての在り方などを含めまして次期基本計画に関する基本的な考え方の案を取りまとめていくという、これが目的でございます。

具体的な審議方法としまして、企画部会の下にワーキンググループを設置いたしまして、企画部会の審議状況も踏まえながら、担当分野別に各ワーキンググループにおいて審議を行っていただいて、企画部会にその審議の結果を報告していきます。

企画部会の審議結果と各ワーキンググループの報告を整理いたしまして、令和3年度施行状況審議結果ともなります「次期基本計画に関する基本的な考え方」を取りまとめ、統計委員会に報告するというところでございます。

審議のスケジュールにつきましては、別紙ということでまとめてございます。そちらを御覧いただければと思いますが、基本的には、企画部会とワーキンググループのところが検討の中心になるということでございまして、企画部会の5月の欄のところ、本日がその審議の進め方等、審議体制等を御決定いただく。それから、来月にいきまして、施行状況報告の報告がありますので、そういうものも踏まえるとともに、審議事項案の確認を行うということです。6月ぐらいから実際のワーキンググループは開催されてきてまして、おおむね月2回程度ずつ集中的に行われていくという形になってまいります。ワーキンググループの結果は、毎月の企画部会の方に報告をいただいていく。そうして一連の審議の取りまとめが9月から10月ぐらいにかけて行われていくということで、最終的に10月に統計委

員会で報告して決定するというところでございます。

欄外の（注）で書いてございますけれども、上記のほか、企画部会では必要に応じて共通的な事項等について検討する。それから、審議の円滑化のために、企画部会長とワーキンググループ座長等による打合せ等を随時開催というようなことも考えているところでございます。

また1枚目にお戻りいただきまして、（3）その他のところでございますが、会議は、会議として開催するとともに、必要に応じてメールによる情報提供とか事前の意見照会、あるいは個別の諮問審議結果等を活用した審議の効率化を図るということでございます。それから、ワーキンググループの審議等を通じまして、関係府省との十分な意見交換も実施していくということを挙げさせていただいております。

最後、なお書きで書いてございますのは、ワーキンググループの検討におきましては、特別検討チーム、こちらの議論の動向にも留意しながら審議を進めていくということを最後に挙げさせていただいております。

資料3-1は以上でございます。

資料3-2を御覧いただきたいと思っております。「企画部会ワーキンググループの運営について」ということで、ワーキンググループは以下のような形で運営させていただきたいというものでございます。

1番のところ、第1から第4まで四つのワーキンググループを設けまして検討していく。第1ワーキンググループが国民経済計算、第2ワーキンググループがそれ以外の経済統計全般、第3ワーキンググループは国民生活・社会統計、第4ワーキンググループが共通基盤ということで、統計に共通する基盤的な事項となっております。

2番として、ワーキンググループに属すべき委員は部会長に御指名いただきます。

3番で、ワーキンググループに座長を置いて、部会長に指名をいただきます。それから、座長代理を置くことができる。

4番として、ワーキンググループ座長は、所属する委員以外の委員の参加を求められることができます。

5番として、ワーキンググループ座長は、特定の事項の審議に関して、学識経験者等の参加を求められることができます。

6番として、ワーキンググループの会合については、公開とするとともに、配布資料、議事概要をホームページで公表する。ただし、座長は、必要があると認めるときには非公開とすることができる。

7番は、その他の事項は、座長が定めるとしております。

資料3-3を御覧いただきたいと思っておりますが、各ワーキンググループに御所属いただきます委員、臨時委員、専門委員の方の一覧でございます。

それぞれのワーキンググループごとに挙げさせていただいております。白丸が付いておられる方が座長の候補ということでございます。

事務局からは、ひとまず資料の説明は以上でございます。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。今回の施行状況報告に関する審議は、「次期

基本計画に関する基本的な考え方」の案を取りまとめることを目的としており、今回の審議結果を踏まえて、今年秋頃の基本計画の正式な諮問が行われていくという重要なものであることから、そのための審議体制を取らせていただくというものです。

具体的にもありましたように、企画部会の下に四つのワーキンググループを設けて、分野ごとに集中的、効率的に審議を進めていくというものでして、各ワーキンググループに所属いただく委員は、関連の部会などの所属を踏まえて、私の方で、先ほど説明があった資料、事務局とともに相談して選ばせていただいております。

企画部会では、各ワーキンググループの審議状況についての報告を受けるとともに、計画の基本的な方針など、共通的な部分について審議を行っていく。そして、全体を見ながら審議結果を取りまとめていくということになります。

なお、今回、特別検討チームでの検討が進められていることから、その検討の動向にも留意しつつ、各ワーキンググループでの審議を進めていただく必要があるということも記載されております。

それでは、ただ今の説明に関しまして、御質問等あれば、よろしくお願ひいたします。

御質問ございませんようですので、審議の体制につきましては、このような形で進めさせていただきますということによろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

委員の皆様方には、御多用のところ、大変恐縮ですけれども、審議への御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

また、各ワーキンググループの座長であります第1ワーキンググループの福田委員、第2ワーキンググループの菅委員、第3ワーキンググループの津谷委員、第4ワーキンググループの川崎委員におかれましては、御苦勞をおかけいたしますけれども、何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次に、次期基本計画において、どのような方針を設定して、その下でどのような視点を重視していくかについて御議論いただきたいと思ひます。

今後、各ワーキンググループにおきまして、個別の施策、取組について御審議をいただくところですが、一部の委員の委員方から、各論などの審議の前に大きな視点からの議論もしてはどうかという御意見もいただいたところではあります。

このため、本日は、議論のスタートとしまして、次期基本計画の基本的な視点及び方針などに関して、少し議論をさせていただきたいと思ひます。決して結論を出すということではございませんけれども、やはりそういう議論を進めていきたい、意見交換をしたいということです。

まず、事務局から、資料3-4の説明を聞いていただいた上で御意見をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**○栗原総務省統計委員会担当室次長** それでは、続きまして、事務局から、資料3-4について御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、めくっていただきまして1ページのところでございます。基本計画の概要となっ

ております。この基本計画につきましては、統計法に基づいて政府が定める公的統計整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画でございます。

基本計画の推進状況は毎年総務省において統計法施行状況報告として取りまとめて、統計委員会の方に報告させていただいて公表しているところでございます。

それから、基本計画は、社会経済情勢の変化等を勘案して、おおむね5年ごとに変更することとされております。

現行基本計画は第Ⅲ期計画に当たっておりまして、平成30年3月策定、令和2年6月に一部変更しておりますけれども、来年3月で5年経過ということで、令和4年度中に策定する必要があります。

改定に際しましては、総務大臣が関係行政機関の長に協議しますとともに、統計委員会の意見を聴いて基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるということとされております。

続きまして、2ページを御覧いただきたいと思っております。基本計画の構成であります。

基本計画の本文の記述としまして、第1から第4、並びに具体的な施策、取組をまとめました別表から構成されてございます。

第1が公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針ということで、公的統計の整備に当たっての方向性や横断的かつ重要な課題というものが内容でございます。

第2が公的統計の整備に関する事項ということで、統計整備に関する具体的な施策に関しての事項でございます。

第3が整備に必要な事項ということで、そうした整備に関する施策を円滑かつ効率的に推進するために必要と考えられる事項ですとか、公的統計を取り巻く環境の整備に関する事項でございます。

第4が基本計画の推進に関する事項です。

別表が個別の施策・取組をまとめた表となっております。

これらの構成につきましては、統計法の規定、※印の第4条について書かせていただいているとおり、基本計画は次に掲げる事項について定めることとされておりますけれども、それらを踏まえたものというふうになっておりますので、次期基本計画におきましても、基本的にはこの構成は踏襲するというものでございます。

このうち、第2、第3は、具体的な施策・取組に当たる部分といたしまして、今後、ワーキンググループにて御審議をいただくというものでございます。本日は、第1の基本計画の基本的な方針に当たる部分につきまして御議論をいただきたいというものでございます。

3ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらで、御参考までに、これまでの「基本計画における「基本的な方針」」について掲載しております。

基本計画の第1の基本的な方針の中の記述におきまして、これまでの基本計画では統計の有用性の確保・向上を目指すこととされておりました、それに向けて施策を展開していくに当たっての基本的な視点がそれぞれ挙げられております。

現行の第Ⅲ期基本計画のところの基本的な視点といたしましては、五つございまして、

1 番目が E B P M や統計ニーズへの的確な対応、2 番目が国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進、3 番目が国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上、4 番目がユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進、5 番目が統計改善の推進に向けた基盤整備・強化、この五つが挙げられておまして、これらの視点は基本計画に掲げます施策展開に当たっての横断的な視点に当たっているものでございます。

続きまして、4 ページを御覧いただきたいと思えます。

こちらで、次期基本計画に向けた検討を進めるに当たりまして考慮すべきと思われる公的統計を取り巻く情勢の変化等を挙げさせていただいております。

社会経済のデジタル化の進展ですとか、経済のサービス化の進展、あるいは少子高齢化やグローバル化の進展、地球温暖化対策等社会全体の課題への対応ですとか、あるいは、情報通信技術の進化、データの利活用の重要性、個人情報保護意識の高まりといった調査環境の変化、E B P M の普及に向けた取組、それから、今般の建設統計の問題も受けまして公的統計への信頼回復の必要性、次期基本計画に向けた検討を進めるに当たっては、これらを考慮していく必要があるのではないかというところがございます。

続きまして、5 ページでございます。

こちらでは、次期基本計画における「基本的な方針」についての検討とさせていただいておりますが、先ほども少し申し上げましたけれども、これまでの基本計画の基本的な方針におきましては、「公的統計の有用性の確保・向上」を目指して各種施策を展開するというふうに書かれております。

次期基本計画に向けましては、4 ページで御覧いただいたような情勢の変化等を勘案いたしますと、次のようなことが一層求められている、もしくは重要となっているのではないかとということで書かせていただいております。

一つが、我が国の社会経済が大きく変化していく中で、社会の重要な情報基盤といたしまして、それらの変化等に的確に対応し、社会に役立つ統計を体系的に整備していくことがより一層求められているのではないかと。

同時に、調査環境の変化等に対応しまして、情報通信技術や多様な情報源を適切に活用して、正確かつ効率的に統計を作成していくことがより重要となっているのではないかとことを挙げさせていただいております。

このため、これらを踏まえて、次期計画で目指していくものとしたしまして、例えば統計法の目的の中に挙げられております「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」というものがあり、この統計の整備の面と有用性の確保の面、そういうものがありますので、それを目指すということが一つ考えられるのではないかとということで書かせていただいております。

そして、それを目指して施策展開をしていくに当たりましての基本的な視点（例）と合わせて、基本的な方針のイメージということで、本日は議論の題材として次のページでお示しさせていただいております。

6 ページになりますけれども、ここでは、次期基本計画の「基本的な方針」の内容の骨格となるものというイメージで書かせていただいておりますけれども、先ほどの「公的統

計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」を目指し、施策を展開していくに当たりまして、現行計画の基本的な視点を踏まえつつ、社会経済の変化等に対応するという観点から、五つほど例として挙げさせていただいております。

一つ目が、まず統計の整備という面に着目したものでありますが、「社会経済の変化に的確に対応し、国民経済計算・経済統計を始めとする府省横断的な統計整備の推進」。これは現行の視点を踏まえつつ、社会経済の変化への対応という要素を取り入れたものでございます。

次に、統計の作成方法という面についてのものでございまして、「情報通信技術や多様な情報源といったものの適切な活用などによる正確かつ効率的な統計作成の推進」。これは、そうした技術や情報源を適切に活用していくという視点を挙げてみたものでございます。

三つ目が、結果の利活用という面ですが、「ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進」ということで、これは現行の視点を踏襲したものでございます。

次に、国際対応面として、四つ目でございますけれども、現行の視点を少し修正したものとしまして、「統計の国際的な動向の把握及び国際比較可能性の確保・向上」としております。

最後、五つ目が、品質の確保という面からですが、「品質の高い信頼される統計の作成及びそのための基盤整備」として挙げさせていただいております。この辺りは特別検討チームで検討されている事項とも関係が出てくる分かと思っております。

なお、E B P Mにつきましましては、統計が重視すべき重要な事項として引き続き第1の本文の中で記述してはどうかというふうに書かせていただいております。

この視点の柱立てにつきましまして、本日は御意見をいただきますけれども、今後の各ワーキンググループにおける審議状況等も踏まえて、更にブラッシュアップをしてみたいというふうに事務局の方では考えているところでございます。

最後、8ページ目を御覧いただきたいと思えます。

その他といたしまして、ワーキンググループでの審議に関して少し書かせていただいているものでございます。

現行基本計画の別表では、その施策・取組としまして、200以上掲載されているところでございます。

そうした中で、社会経済の変化やニーズに対応した統計の整備や改善等といった新しい重要課題等に対して、限られたリソースの下で実効性を上げていくという観点からは、次期基本計画の施策等についても、できるだけ重点化を図っていくことが必要ではないかということでございます。

このため、ワーキンググループにおける審議に当たりましては、現行計画から継続する事項も含めまして、基本的な方針との関係性でありますとか、統計の体系的整備の上での重要性ですとか優先順位、さらには実現可能性ということで施策の実施等の受皿となる府省なども含めて、どこが担当できるのかということも含めて十分に考慮しながら議論を進めていただくことをしてはいかかかというものでございます。このようなことに留意しながらワーキンググループでの審議を進めていくこととしてはいかかかというものでござい



ます。よろしくお願ひいたします。

事務局からの説明は以上となります。

○**樁委員長** 御説明ありがとうございました。

私も少し補足させていただきたいと思うのですが、基本的に今日、先ほどからありましたように、基本計画の第1に当たる、いわゆる「基本的な方針」について御意見をいただきたいということでした。

それから、資料の4ページにあるように、現状の把握に基づく方針の立案、社会経済の変化というものが非常に重要で、それによって公的統計に対するニーズというものも変化していった、そうした変化に対応する、現状に対応して将来も見据えながらどういうふうな体系を整備していくか、これがまず大きな問題認識の一つだったと思います。

もう一つ、個人情報保護意識の高まりとか、調査環境の変化が進む中で、情報技術の進化を統計作成に活用していく、いわゆる方策として活用していく。あるいは、行政記録情報等の多様な情報源を方策として適切に活用する。正確性を確保しつつ、より効率的に調査を実施していく。そういったことがこれまで以上に重要となってくるということが挙げられております。

これまでの基本計画の「基本的な方針」においては、公的統計の有用性の確保・向上という一種の目標を目指すことになってはいますが、今申し上げたような統計を取り巻く情勢の変化を踏まえると、公的統計の体系的かつ効率的な整備という方策を、むしろきちんとクローズアップして、その上で公的統計の有用性の確保・向上という目標を達成する、そういうことになってくるのではないかとともに思います。

そういたしますと、先ほど御説明がありました5ページにあった本来の我々の統計法が掲げている目的である「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」という、ここを非常に次期基本計画では「基本的な方針」として改めて目指す、認識すべきではないかということが考えられるところです。

6ページで、そこで先ほどありましたように、「基本的な方針」として、今のようなものです、「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」というものを目指す場合に、そこに向けた施策、方策の展開に対してのイメージを持っていくために、基本的な視点として五つほど丸を挙げていただいたところです。

この施策展開といいますか、方策の展開に当たっての基本的な視点については、今後、各ワーキンググループで御審議いただく具体的な施策、取組と裏腹一体のもの、つまり、この基本方針が展開された形で各ワーキンググループのものがきちんと議論ができるということ。その意味では、本日、「基本的な方針」、そのトップ方針を決定するということができないし、そういうことも必要ではないのですが、むしろ基本的な視点の項目立てについて御議論いただくのが有用ではないかと思ひます。もちろんこれをすぐにフィックスする必要はないと思ひます。

7ページにもありましたけれども、ワーキンググループの審議において、施策の重点化ということでこれを御提案申し上げております。これは今回の場合、重点的に方針を作った施策に展開するという、多くの施策、方策を挙げても、導入できるリソースという

のは限られております。先ほど説明があったとおりです。それらの全てに対して同じように労力をかけて取り組む、そういうわけでは必ずしもないということ。そうした中で、真に重要かつ必要なものに重点化していく、プライオリティを付けるということも必要ではないかと考えております。

ワーキンググループの審議におきましては、7ページに挙げた点に留意して審議を進めていただけたらどうかというふうに考えているところです。

以上のおりですけれども、もちろん現行計画から引き継ぐべき点は引き継ぎながら、新たな課題等への対応も進めていく、そうした観点から、どのように基本的な方針を定めていけばよいのか。また、重点化をどのように図っていくかということについて、御意見をいただければと思います。

時間が大変押してしまって恐縮ですけれども、是非よろしく願いいたします。

松村委員から、その次に清原委員、よろしく申し上げます。

○松村委員 御説明ありがとうございます。今、委員長もおっしゃられましたが、やはり6ページが一番上のところで、「効率的」というのは今回の基本計画策定のキーワードになると思っております。4ページのところで、環境変化というものも示していただいておりますが、デジタル化、サービス化、少子化、情報通信技術の発達、各種データの利活用など、これら全ての環境に横串を差すと「効率化」というところがやはり必要になってくると思っております。そのためには、まさに委員長がおっしゃられたとおり重点化が必要ではないかと思っております。

その中で、6ページのところで五つの柱がありますが、さらにこの五つにⅣ期としてのエッジといいますか、強調すべきと個人的に思っているところは二つありまして、一つ目が、2段目のところにあります情報通信技術や多様な情報源の活用、正確かつ効率的な統計作成という、いわゆる「DX」に絡むところ。二つ目としては、最後のところの、いわゆる「信頼、基盤整備」というところが、今回、特に重要になってくるかと考えております。

1点目のDXのところは、もう言わずもがなですけれども、やはりこれによって統計精度の向上と効率化、それから、オルタナティブデータや行政記録情報の活用といった、第Ⅲ期計画でも一応挙がってはおりましたが、引き続きDX化の流れの中で、より強く明示していくのかなと思っております。

あともう一つの方の信頼というところですが、これは、先ほどの国土交通省のお話とかありましたけれども、やはりこのⅢ期計画の期間中に、毎勤とか、建設受注とか、いわゆる大きなネガティブ案件が発生し、そうした中での迎えるこのⅣ期の策定ということになるので、信頼回復というのは大変重要かと思っております。

どちらかという、1点目がユーザー視点に立った、統計の利活用をより促すための攻めの視点とするならば、やはり今回2点目の守りの視点、作成者、報告者視点ということにもなりますが、信頼回復に向けて、ひとつしっかりと書いていくことなのかなと。その中で基盤整備というところも、やはり今回、建設受注統計の問題でいろいろと議論になっておりましたが、特に人の部分かと思っております。今回、政府の成長戦略でも、「人への投資」というのがキーワードとして挙がっていますが、同様に基盤の一つとして、人材の育成や

リソースの確保といったところは、今回、個人的には強調されてもいいのかと思っております。

6ページの柱については以上ですが、先ほどお話があった審議の効率化、まさにこれも「効率的」というところですが、資料3-1でありました。メール等による情報共有など、是非こうした効率化も、うまく工夫してお願いできればと思っております。

加えて、事務局の方も色々大変かとは思いますが、膨大な会議資料も、今回、1日半ぐらい前に頂きました。しかし、正直、私、時間的に全部読めませんでした。願わくば、例えば3営業日ぐらい前にはいただけるとか、もしそれが難しいようでしたら、せめて会議の論点みたいなものを事前にお示しいただいて、お互い効率的に審議ができれば有り難いと思っております。

以上です。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。貴重な御意見だと思います。

事務局の作業の点は、また我々の方できちんと改善を考えましょう。

次に、清原委員、よろしく申し上げます。

○**清原委員** 清原です。6ページに集約をしていただきました「公的統計の有用性の確保・向上」の5項目、いずれも重要だと思うのですが、私は総論として、今回、基本計画を検討するに当たって、視点の一つに、ユーザーだけではなくて、「調査回答者の負担軽減」、そして「集計データ作成の職員の負担軽減」といいますか、今、松村委員は「効率化」という言葉で表現されましたが、やはり私は、統計のユーザーだけではなくて、調査に回答してくださっている方の視点から計画を作っていくということが重要ではないかと思いません。

そのためにも、6ページの、先ほどの松村委員も強調していただきました二つ目の視点の「情報通信技術の活用」、それは「オンライン化」ということもありますし、実は25日に統計センターを視察させていただきましたときに、回答者の自由記入の文字を「AI」が学習して、OCRよりもはるかに判別能力が高くなったという御報告もいただきました。このように、せっかく回答していただいた回答を尊重するための技術の活用ということも重要になってまいりますし、今回の国土交通省の取組の中でも、やはり都道府県と国土交通省との情報共有、そして国土交通省と建設事業者との正しい情報共有がなければ、正しいデータが集まらないということも明確になりましたので、是非「調査回答者の視点」からの適切な「DX化」や、あるいは、統計作成プロセスの改善を図っていきいたいということが明記されれば望ましいなと思えます。

なお、樫委員長もおっしゃいましたけれども、「行政記録情報の活用」ということ、あるいは、「ビッグデータの活用」ということなども有効な方向性になってくると思えますし、誤り防止のために、これまで取り組んできたことが、より一層効果を示すことが調査回答者の皆様の御協力による「ユーザーの利便性」につながるものと考えます。是非「調査回答者の視点」を私たちも配慮しているということが明記されることを願っています。

以上です。よろしくお願いたします。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。基本計画の方針の目標として、ユーザーだけ

ではなくて、回答者とか、協力していただく方々、作っていただく方々もステークホルダーとしてきちんと位置付けて、目標の方に反映させるということかと思えます。非常に重要な視点かと。どうもありがとうございます。

津谷委員、よろしく申し上げます。

○津谷委員 松村委員と清原委員がおっしゃったことに賛成いたします。資料3-4の6ページに記されている第Ⅳ期基本計画の「基本的な方針」、「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」という旗印の下にやっていくことに賛成です。ここに挙げられている五つの視点、特に清原委員がおっしゃったように、ユーザーだけではなく、統計の調査の実施と作成に関わるいろいろなステークホルダーの方々の視点も反映させるべきという御指摘は、本当にそのとおりだと思います。

その次のページに示されている現行の第Ⅲ期計画では、「別表」として、200以上の施策・取組が挙げられています。これらの多くはいろいろな調査の変更に関する諮問審議と答申の対象となったものであり、この別表に挙げられている具体的な施策や取組にどのような対応がなされているかについて、関係者の方々は非常に気にされていると思います。その意味で、このリストは一種のガイドラインになっていると思いますが、200以上の事項がリスト化されていますので、どれを重点化するのか。取組に優先順位を付けて絞り込んでいくことが必要になると思いますが、時間の経過の下で、その重要性……。

(通信不良)

○樫委員長 委員、今、途切れている音声はこちらだけですか。すみません。統計局会議室の中だけが音声が届かないという状況……。

○津谷委員 ……ということを、どのようにやっていくのかを考えていかななくてはならないのではないかと思います。

以上です。

○樫委員長 すみません。津谷委員、ちょっと、委員方みんなには声が届いたのですけれども、統計局のこの会議室だけが、最後、委員の声が1分ほど途切れてしまったということがあって、今も途切れましたね。

戻りました。今また……。

○津谷委員 戻りましたか。

○樫委員長 すみません。最後の1分ほどがちょっと切れて……。

○津谷委員 では、時間がありませんので、最後の点について簡潔に申し上げます。資料の最後の8ページに記されている施策・取組事項の重点化、つまり取組事項に優先順位を付けて絞り込むということですが、これを具体的にどのようにやっていくのかを考えると、かなり難しいのではないかなと思います。これについての話合いも必要ではないかと思うということでございます。

○樫委員長 どうもありがとうございます。そのとおりですね。どれを重点化するか、これはもう本当に統計部局自体が、本来どういう問題意識を持っているかということが非常に大きな関係があると思います。ありがとうございます。

続きまして、福田委員、よろしく申し上げます。

○福田委員 基本方針の1番目で、新しいテーマに取り組むという姿勢を示していただいたということは、非常に有り難いことだと思います。

私は、基本的にユーザーですけれども、ユーザーとして、日頃やっぱり思うのは、欲しい統計が意外になかったりするということは日頃からよく感じているところです。

他方で、こういう言い方するとあれですけれども、あまり使いそうもない統計がやたら細かく正確に作られていたりするということがあつたりしますので、そういう意味での新しい時代に向けた取組というのは大事ですし、やっぱり世の中の変化のスピードは、ここ数十年、物すごくスピードアップしてきているし、社会の変化も物すごい中で、そういったニーズに応えるという統計をどう作っていくかという考え方は非常に私は賛同したいと思います。

では、そのどれが優先度を付けるのかというのは、津谷委員のおっしゃるとおり、難しい問題がありますけれども、例えば、この統計委員会でよく出てくるいろいろな議題は、もちろん全ての統計を正確に作りましょうという感じで出てくるのは、それはそれで重要なことなんですけれども、例えば、利用度の高い統計とはどういうものなのかという情報なども少し、例えばデータのダウンロードのアクセス数とかを見れば、どういう統計がニーズが高いのかということは、ある程度分かると思いますので、そういう情報なども流していただけると、社会のニーズはどういうものが高いのかなということはあるのかなと思います。

ただ、この新しい統計を作るということは、恐らく統計の専門家だけではできないことでもあるんだろうと思います。例えば、グリーンの問題をやるときには、当然そのグリーンの専門家と統計の専門家のコラボレーションというのは必要なだろうと思います。これはデジタル化の統計などでもそうなんだと思います。そういう意味では、新しい統計を作るということは、恐らく統計の専門家だけではできないことで、統計の専門家プラスその分野の専門家がうまくどれだけコラボレーションをして、こういう新しい統計を作っていくかということが重要になると思うので、そういうような取組、そういうことにも積極的に取り組んでいただくのがいいのではないかと思います。

私からは以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。非常に重要な意見かと思います。特に、ユーザーがどれくらい活用しているかということに関して、その実態を踏まえるというのは、まさに有用性の確保とかユーザーということを意識した場合には非常に必要な観点ではないかと思いました。

川崎委員、続いてよろしくをお願いします。

○川崎委員 これまでいろいろ御発言いただいたこと、私、基本的に全く賛成ですので、繰り返しは避けたいと思いますが、今回示されたページ7にありますような「基本的な方針」のイメージ、私はこれに基本的に賛同します。

現実には、この後、議論を進めていくと、多分この柱立ての中には、ちょっとまだまだ中身が十分練れていないようなものも出てきたりするかもしれないので、そういうときには少し柱立てのメリハリを変えていくということはあるかもしれませんが、議論のスター

トとして、よくできていると思いますので、今後は、その内容の精粗に応じて、必要があれば組み替えていくというスタンスで臨んでいけばよいかと思います。

2点目は、これはDXの関係で、既に松村委員、それから清原委員がおっしゃったようなこととも関連するのですが、やはりDXの後ろ側に、何でもデジタル化してしまえばうまくいくというばかりではなくて、実はその中では特に、相変わらず調査統計として大事な部分というのは私はあるだろうと思うので、そういう意味で、回答者に対してどういう配慮ができるか、負担の軽減なんですけど、ある部分は負担をどうしてもお願いしなければいけない部分も当然あるわけですので、そういうところが分かっていたらどうやって伝えていくか。そこら辺がこの辺りの作り方ではないかなというふうに思います。

ですので、統計を作るプロセスとして、当然よく言われる三つのプレーヤーがいるわけです。統計の情報を持っている人、統計の元データを提供する人と、それから統計作成機関と、そして利用者と三つぐらいのプレーヤーに分けられますが、これらは実は一体となってくれなければいけないので、作る人だけに全部任せていたのでは、やっぱりうまくいかないで、その三つがうまく回るように、そして、実は統計のデータの提供者と利用者は、どちらも国民という同じ人たちなので、そこがずれないようにうまくメッセージを発していったらというのが、このところで感じるところです。

三つ目は、これは特に津谷委員の御発言にも関係するのですが、後ろの別表などの項目が非常に多いということはあるのですが、安易に項目数さえ削減して簡略化すればいいということでは私はないように思います。というのは、やはり統計は、よく神は細部に宿るとも言いますが、実はビッグユーザーでない方の中には、ここをしっかりと使っているという方がおられるというのも事実ですので、そういう意味で、小さな課題でも拾っていくことは必要だろうと思います。ただ、それを全て統計委員会が見なければいけないかどうかということがありますので、そういう意味でのメリハリの付け方ということだろうと思います。

ですので、優先順位が低いという意味を、やらなくていいという意味ではなくて、強調度が低いというだけ、あるいは、関係する人が少ないというだけの意味で見ていくということに整理をしていけばいいのかなというふうに思います。

いずれにしても、この辺りは、例えば統計委員会の中でも諮問答申の審議の中で、諮問答申だけで扱いきれないような課題というのがどうしても残るので、ところが、それは諮問答申の審議だけだと忘れてしまうんです。そういうものをやっぱり一覧性をもってリストを作ることも大事ですので、そういうことも、やはり連携しながら、漏れなくやっていくという姿勢が必要かなというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。重点事項、いわゆるTQMという方針管理と日常管理、方針管理をどのようにするかということと、自工程完結といいますか、各部署がきちんと責任を持って管理すべきこと、その辺、項目としては当然200項目があると思うんですけども、どういうふうにそれを考えるか。なかなか、津谷委員、川崎委員からいただいたように、その辺の重点化ということに関しては、今後むしろワーキンググループ

の中で細部が見えてきて、ここが非常に重要だということが見えてくると、逆にトップの方針の方、「基本的な方針」の方は、やっぱりこうでなければならないという感覚になってくるんだろうと思うところです。是非何かそういう議論がまたどんどんできればなと思います。

菅委員、手が挙がっています。菅委員、よろしくお願いします。

○菅委員 拝見しますと、「効率化」という言葉が出てくるんですけども、多くの国では、効率化イコール標準化という考え方、つまり、標準化することによって効率化を達成するという考え方。日本は、個別統計、皆さん職人さんなので非常に作り込んでしまうんです。すばらしい統計なんだけれども、はっきり言って、標準化からは一番対極にある感じなのです。やはり標準化という考え方を強く打ち出してもいいのかなと。変な話ですけども、標準化すると実は精度は落ちるんです。作り込んだものに比べると、当然、オーダーメイドのものと量産と違うわけで、一見下がるんだけれども、トータルとして見ると効率性は高いと考えるのが、例えば母集団を共通にするとか、抽出方法を共通にするとか、欠測値の補完方法を共通にするとか、いろいろな形で標準化を進める、そうすると、トレーニングも効率的だし、人の移動も可能になるわけです。

だから、いろいろなことを考えて、標準化という視点を効率化と関連付けて何か入れた方がいいのではないかというふうに思っておりまして、できましたら「標準化」という言葉をもうそろそろ入れてもいいのではないかというふうに思います。

以上です。

○椿委員長 どうもありがとうございます。これも非常に大きな方策の一つかと思います。効率化を支えるものとして、情報技術だけではなくて、そもそも標準化ということが非常に重要だということ。ありがとうございます。

伊藤委員、手が挙がっています。すみません。お待たせしました。

○伊藤委員 基本的な方針に私もほぼ賛成ですので、このような形で進めていただきたいと思いますのですが、やはり一番重要なところは、人材なのではないかと思います。今書かれているところにも、どこかにそういった人材の育成というような話が入ってくるのだらうと思います。この8ページの現行基本計画のところにも、人材確保・育成ですとか、職員の意識改革とか、統計リテラシーの向上といったことが書かれていて、多分新しい計画にもそういう話は入ってくるのだらうと。

ただ、やはりいくら統計人材を育成と言っても、働いている側のインセンティブみたいなものがしっかりとないと、なかなか専門人材が活躍できる場が増えていかないのではないかと。

この統計基本計画に、人事のシステムですとか、組織の在り方とか、キャリアパスといったところをどの程度書くのかというのは、ちょっと今の段階で私もよく分かりませんが、ある意味、統計を作成する個々の人材が活躍できるような、何か新しい技術や新しい社会のシステムに対応した人事のシステム、キャリアパス、また組織の在り方といったところもどこかに触れられるとよいのではないかなという印象を持ちました。

また、回答する側も、やはり新しいスキルを獲得していかないと、統計にも回答できな

いですし、どんどん新しい情報やデータが必要になってきている中で、国全体のシステム人材というか、情報リテラシーに、統計リテラシーに詳しい人材の育成も重要です。このあたり、文部科学省とか、教育政策というところも関連するのかもしれませんが、回答する側、作成する側、両方の人材育成というところを、やはり重要な点としてどこかで強調できないかなという印象を持ちました。

以上です。ありがとうございます。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。組織論といいますか、今後の統計自体の行政の戦略を考えたときに、人材の視点というのはやはり非常に大きな問題かと思えます。これは今あったように、国全体の、国民全体のリテラシーと、さらにその中で統計に当たる方々のリテラシー、それから、積極性も含めて、非常に重要なことかと思えます。是非そういうことも、恐らく川崎委員のワーキンググループはいろいろなものを扱うことになると思うんですけども、そういうものの中で、いろいろな視点をまた注入していただいて、先ほど申し上げましたように、むしろ「基本的な方針」というもののブラッシュアップも図ることができればと思えますので、是非よろしく願いいたします。

大丈夫でしょうか。

進行が大変遅れて大変恐縮です。ただ、本日、この「基本的な方針」に関する議論ということでも、かなり大きな視点とか、非常に貴重な意見を委員の皆様方からいただいたと思えます。

方針については、この御意見に加えて、先ほどから申し上げていますが、今後のワーキンググループでの、逆に細部の審議事項から踏まえて、逆にボトムアップでトップの方針が変わっていく、そういう意味のブラッシュアップが進められればと思えます。

本日は、ワーキンググループの設置など審議の体制について御了解いただきました。今後、ワーキンググループにて審議いただく具体的な審議事項につきましては、これまで委員の皆様方から寄せられた御意見なども踏まえて、現在、事務局にて案を整備中です。改めて提示させていただく予定と聞いておりますので、よろしく願いします。

本日のところは以上ですが、今後の各ワーキンググループの具体的な開催に向けては、それぞれのワーキンググループにおいて必要な準備等を進めていただければと思えます。非常に重要な作業でございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

大変時間を押して申し訳ありませんけれども、次に、最後の議題をやらせていただければと思えます。

内閣府では、介護の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究成果を公表したとのことで、本日の委員会では、その提供を受けております。資料4-1、4-2、4-3となります。

研究内容そのものにつきましては、既に個別に御紹介いただき、また、御意見も頂戴しているところです。また、本当に時間の制約も非常に厳しいので、ここでの説明は割愛とさせていただきます。

資料の内容に関しまして、もし御意見などあれば、よろしく願いいたします。

大丈夫ですか。



特に御意見ないようですので、私からコメントさせていただきます。

高齢化社会に突き進む我が国にとりまして、介護の質の変化を反映した価格の把握は、社会的にも、また経済学的にも非常に関心が強く、同時に難易度も高い課題と承知しております。今回の内閣府の研究は、介護の価格という難問に対して、ある意味で一步踏み出したものと位置付けられ、したがって、次期基本計画において介護の価格に関する課題をどのように取り上げるのか、今後しっかりと議論、審議させていただきたいと思えます。息の長い取組になると思えますけれども、内閣府にはよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日用意しました議題は以上です。私の議事進行が少しストレートではなくて、時間を30分も超過して大変恐縮でした。

それでは、次回の委員会日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会につきましては調整中でございます。日時、場所につきまして、別途御連絡いたします。

以上です。

○椿委員長 本日は、大変貴重かつ重要な意見、コメントを多々頂戴したことを心から感謝申し上げます。

以上をもちまして第177回統計委員会・第25回企画部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。